

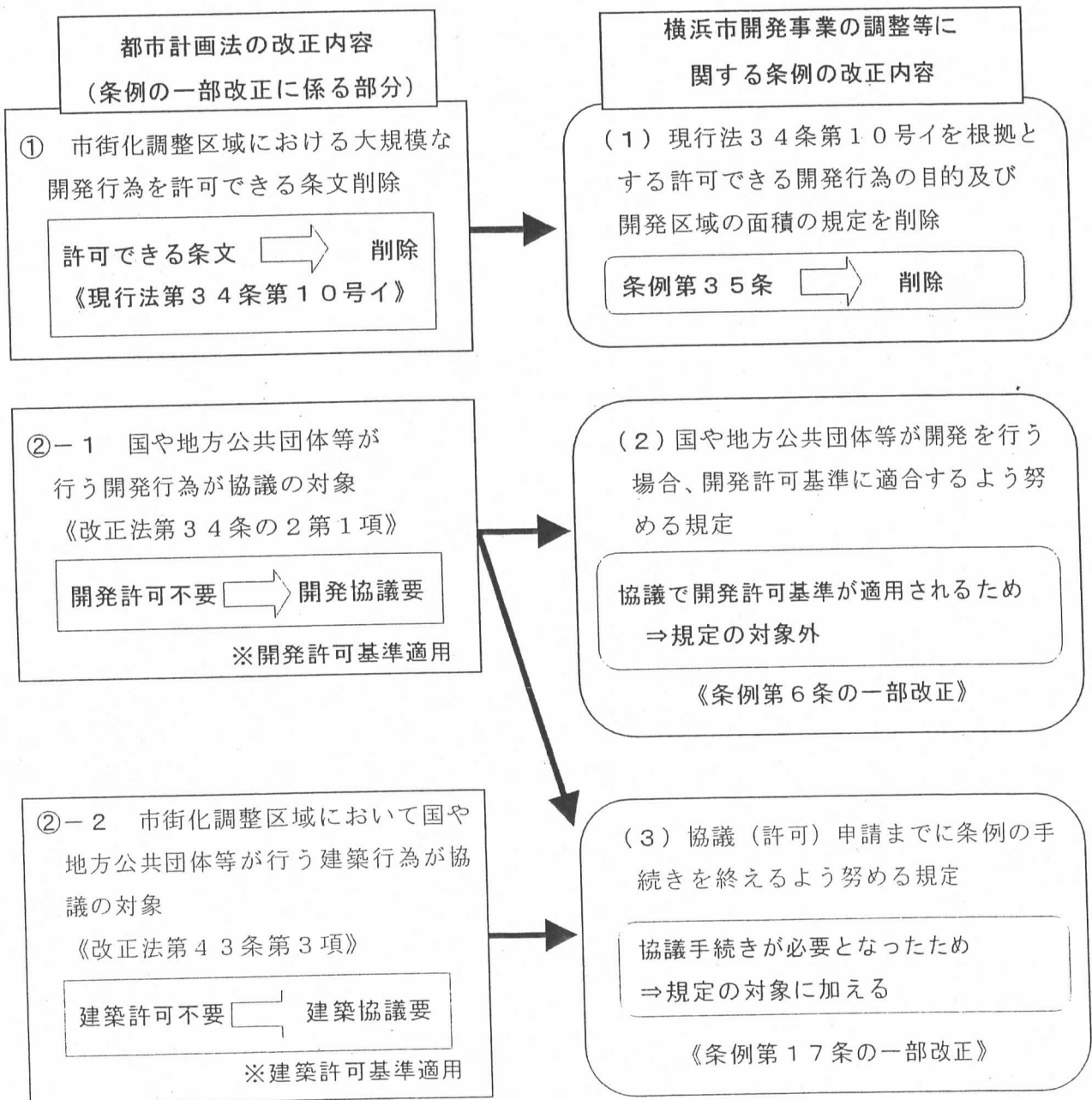
市第 46 号議案

「横浜市開発事業の調整等に関する条例及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正」について

1 趣旨

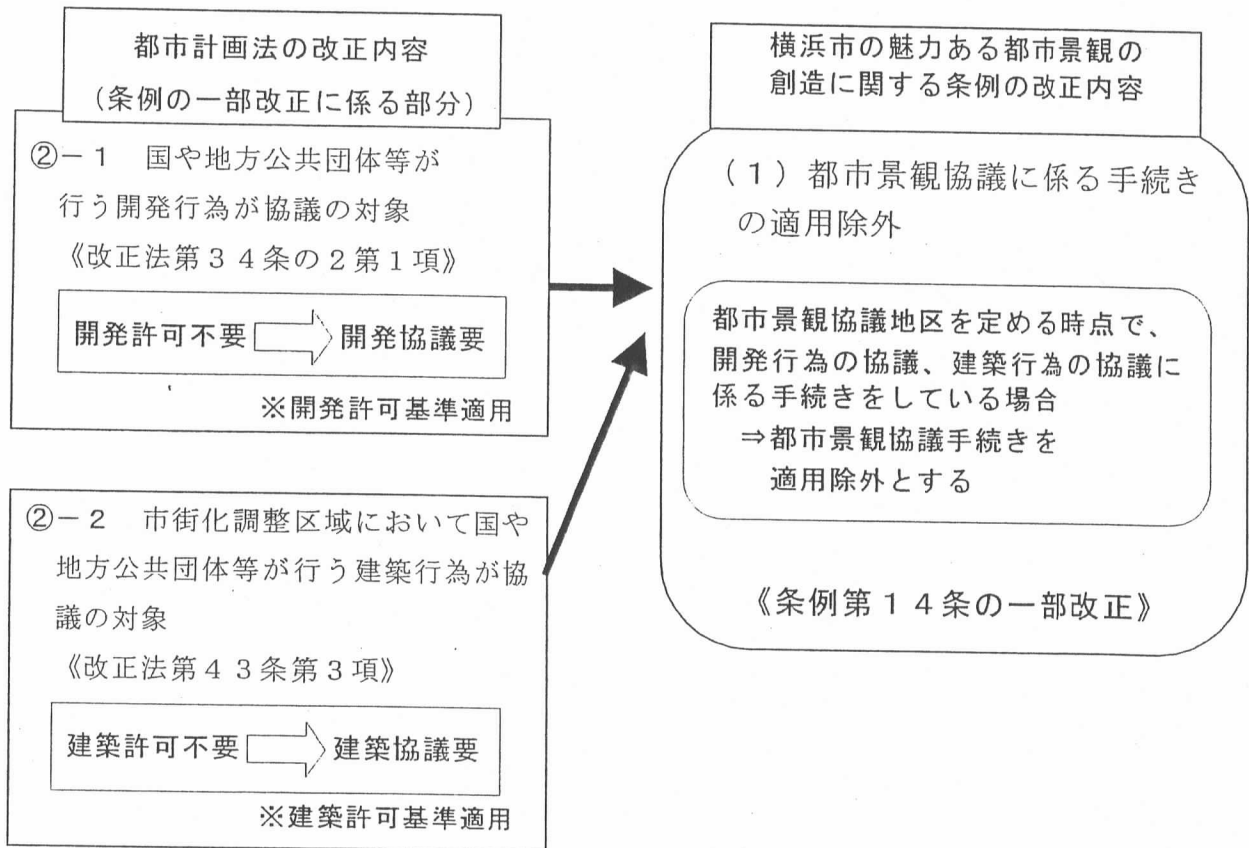
人口減少、超高齢社会にふさわしいまちづくりを実現するため、都市計画法の一部を改正する法律が平成 18 年 5 月 31 日公布され、平成 19 年 11 月 30 日全面施行されます。これに伴う関係規定の整備を図るため、関係する条例の一部を改正します。

2 横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部改正について



(裏面あり)

3 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正について



4 施行日

平成19年11月30日